

ID: 394

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例施行規則 第6条		
例規番号	平成19年規則第60号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し) 第6条 市長は、建築許可が虚偽の申請その他不正な行為によって受けたものであるときは、当該建築許可を取消することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日